

財団法人 福岡市文化芸術振興財団賛助会 「わの会」 規程

第 1 条(趣旨)

この規程は、財団法人福岡市文化芸術振興財団(以下「財団」という。)の賛助会「わの会」に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条(目的)

この制度は、賛助会会員(以下「会員」という。)が福岡市美術館、福岡アジア美術館、福岡市博物館(以下「3 館」という。)及び福岡市総合図書館映像ホール・シネラにおける文化芸術鑑賞機会の増大や学習を通して会員の文化的福利の向上を図るとともに、福岡市の文化芸術活動の振興を図ることを目的とする。

第 3 条(申込み)

会員となろうとする者は、財団に対し、財団所定の入会申込書により申し込まなければならない。ただし、会員の期間の更新については、この限りではない。

第 4 条(会員の区分)

会員は、個人会員及び法人会員とし、個人会員は、一般会員及び特別会員に区分する。

第 5 条(会員の特典)

会員は、次の特典を受けることができる。ただし、特典を受ける際は会員証を提示しなければならない。

当財団主催事業の案内、優先的な申込み、割引等

(1)3 館広報誌の定期送付

(2)3 館常設展のフリーパス及び特別展の割引入場

(個人特別会員にあっては財団があらかじめ指定する特別展の割引入場及び会員期間中7回の無料入場、法人会員にあっては財団があらかじめ指定する特別展のフリーパス)

(3)福岡市総合図書館映像ホール「シネラ」の割引入場

(4)3 館のミュージアムショップ等における財団が取り扱う商品の割引

(5)財団が直営する店舗における商品の 5 パーセント以上の特別割引

(6)3 館の情報や当財団が企画する催し等の電子メールによる無料配信

(7)その他財団が提供する会員向けのサービス

第 6 条(会費)

1. 会員は、入会金と所定の年会費を支払わなければならない。入会金は 1,000 円、年会費は会費の区分により次のとおりとする。ただし、入会金については個人一般会員及び個人特別会員を対象とし、初年度のみの支払いとする。

- (1)個人一般会員 1口 2,000円
 - (2)個人特別会員 1口 5,000円
 - (3)法人会員 1口 50,000円
2. 会費は、現金払い、財団の指定する口座への振込み(以下「振込払い」という。)、クレジットカードによる支払い(以下「クレジット払い」という。)又は会員が指定する口座からの自動引き落とし(以下「口座振替」という。)のいずれかの方法により納入するものとする。
 3. 既に納入された会費は、理由のいかんを問わず、返還しない。

第7条(期間)

会員の期間は、新規入会の場合、会費を納入した日から翌年同月の末日まで、更新の場合は前の期間満了の日から引き続く1年間とする。

第8条(期間の更新)

1. 会員の期間を更新しようとする者は、期間満了月の前後2ヶ月の期間内において、第6条第2項に規定する方法により会費を納入するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、財団が指定するクレジット払いにより会費を納入している会員(以下「クレジット払いの会員」という。)又は口座振替により会費を納入している会員(以下「口座振替の会員」という。)については、退会の申出がない限り、毎年クレジット払い又は口座振替により会費を納入することで、会員の期間を更新するものとする。

第9条(会員証)

1. 会員には、会費の納入及び入会申込書を確認した後、会員証を交付する。ただし、会員証の発行機による会員証を交付できないときは、仮会員証を交付することがある。
2. 会員証は会員本人のみが本制度の趣旨に沿った使用をすることができるものとし、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
3. 法人会員証は当該法人の社員等が本制度の目的に沿った使用をすることができるものとする。
4. 特典を受ける場合は、必ず会員証を提示するものとし、提示がない場合は特典を受けられないものとする。

第10条(会員証の紛失及び再発行の届出等)

1. 会員は、会員証を紛失し、又はその盗難にあったときは、速やかに財団にその旨を届け出なければならない。
2. 前項の届け出の遅延など会員の過失等により、財団に損害が生じたときは、その損害の責めを負わなければならない。
3. 会員証の紛失、又は盗難に伴い、会員が希望する場合、別途定める再発行手数料を当該希望者が負担することにより、会員証を再発行する。

第 11 条(届出事項の変更の届出)

1. 会員は、氏名、住所、会費を引き落とす口座その他会員となった際に届け出た事項に変更があったときは、財団にその内容を届け出なければならない。
2. 前項の届出がないため、財団からの通知その他の送付書類が延着し、又は到達しなかったときは、通常到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

第 12 条(退会)

会員は、財団所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

第 13 条(除名)

1. 財団は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを除名することができる。
 - (1)財団の名誉を傷つけ、又は財団の目的に反する行為をしたとき。
 - (2)会員証を不正に使用したとき。
 - (3)その他財団に対して著しい損害を与えたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、財団は、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第 14 条(資格の喪失)

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。
 - (1)死亡若しくは失踪の宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2)会員の期間が満了したとき。
 - (3)退会したとき。
 - (4)財団から除名されたとき。
2. 会員は、その資格を喪失したとき(前項第1号に該当して会員の資格を喪失したときを除く。)は、速やかに会員証を財団に返還しなければならない。

第 15 条(会員に関する情報の取り扱い)

本会の会員に関する情報(会員番号、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、職業、勤務先、勤務先電話番号、電子メールアドレス、【クレジットカードの種類・会員名・番号・有効期限】、金融機関名、口座名義、口座番号に限ることとし、以下、これらを総称して「会員情報」という。)について、必要かつ適切な措置を講じることとする。

第 16 条(会員情報の利用目的)

会員情報の利用目的は次のとおりとする。

- (1)財団が第5条で定めたサービスを会員宛に郵便等により送付すること。
- (2)会員が特典を利用する際に、第9条第2項に基づき、会員本人を確認するため利用すること。
- (3)クレジットカードや口座振替などによる支払いの手続きをすること。

- (4) 会員にとって有益であると財団が判断する情報を会員宛に郵便等で送付すること。
- (5) 財団が、会員を特定することができない形式により統計資料として提供すること。

第 17 条(会員情報の利用)

財団は、会員情報を前条の利用目的または次の項目の(1)に該当する場合を除き、会員の同意を得ないで第三者(財団が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。)に対して提供しないものとする。

- (1) 法令に基づき請求される場合。
- (2) 緊急を要する等のため、会員の同意を得ることが困難であると財団が認める場合。
- (3) 公的機関から請求される場合。
- (4) その他サービスの運営上必要であると財団が判断する場合。

第 18 条(事業年度)

- 1. 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。
- 2. 本会の運営資金は、入会金、会費、その他をもってこれに充てる。

附則

- 1. 本規程は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- 2. この規程の施行の際、平成 19 年 3 月末以前の会員期限の者で平成 19 年 3 月 31 日までに更新した者及び新規入会した者に限り、改訂前の規程をそれぞれの会員期限まで適用する。